

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

司馬遼太郎の「坂の上の雲」や「龍馬がゆく」のテレビ放映が予定されています。今の日本で忘れていた何かを思い出すため明治時代を見つめ直しているのでしょうか。近代国家を目指した明治時代には人間や国家の方向性が明確にありました。企業の経営理念や経営者の価値観や生き方に信頼感がありました。

組織や企業の不祥事が続いています。企業が時代の要求に応えられるか否かは経営者に係っています。それは人や企業が成長するための原点に道徳を置いているかどうかでしょう。

## 私の書棚より

○われわれが失うことができないものとは何か。その答えが会社の「中核」である。その中核を磨き、強化する方法を考えることに集中し、他は捨てるのだ。

○営業の新たな焦点は、顧客企業のあらゆる階層に向けて「情報の橋」を構築し、顧客の弱点を見いだし、それを解決する方法を思いつくことである。

「徹底のリーダーシップ」  
ラム・チャラン著 プレジデント社

## 税務アンテナ

□法人が債務免除を受けた場合には、債務免除益が計上され、相殺可能な繰越欠損金を超える部分の金額に対して法人税が課税されます。個人が債務免除を受けたり、第三者が代わって債務を弁済した場合には、その債務の免除、弁済に係る債務の金額に相当する金額を、その債務の免除をした者から贈与によって取得したものとみなされ、贈与税が課税されます。ただし、債務者が資力を喪失して、債務を弁済することが困難な場合には、その債務を弁済することが困難である部分の金額を限度として贈与税の課税対象から除かれています。

□簡易課税を選択している消費税課税事業者が複数の事業を行っている場合には、第一種事業から第五種事業に分類して、それぞれのみなし仕入率を乗じて仕入控除税額を計算するのが原則ですが、1種類の事業に係る課税売上高が課税売上高の75%以上占める場合は、すべての課税売上について、その75%以上である事業に係るのみなし仕入率を適用する特例が設けられています。

旅館業の場合は、宿泊料は第五種事業となります。ただし、飲食の部分の売上は第四種事業となります。ただし、課税売上高を事業の種類ごとに区分して経理していなければ課税売上高のすべてが第五種事業となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 11月の税務スケジュール

10日	○ 10月分の源泉所得税の納付
15日	○ 所得税の予定納税額の減額の申請 (休日につき11月16日)
30日	○ 9月決算法人の確定申告 ○ 22年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 12月、22年3月、6月決算法人の消費税中間申告

30日	○ 11月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	------------------------

今月の贈る言葉『ハードルを越えるたびに次のハードルは低く見えてくる』

by ノーマン・V・ピール